2022 年 9 月 15 日

内閣総理大臣　岸田　文雄殿
厚生労働大臣　加藤　勝信殿

長野県保険医協会
会　長　宮沢　裕夫

新型コロナウイルス感染症対策に係る診療報酬上の臨時的取扱の年度内継続及び
感染防止対策に係る診療報酬の評価を求める

現在、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に対する診療報酬上の特例として、「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250 点）」及び「電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）（147 点）」があります。これらの特例は当初の7月末までの期限が延長されましたが、9 月 30 日をもって終了する予定となっています。

しかし、9 月に入っても第7波の流行は長引き、感染者数の減少傾向がみられる一方で、死亡者は、依然として多い状況が続いています。また、流行の波は今後も繰り返すことが予想されます。

こうした状況下で、診療・検査医療機関における新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の診療及び検査体制の確保及び重症化リスクの高い自宅・宿泊療養中の患者に対する健康観察等のために設けられた臨時的取り扱いは少なくとも今年度いっぱいは継続すべきです。

また、感染力が非常に高い変異株が広がる中で、全ての医療機関がしっかりとした感染対策をするための診療報酬上の新たな評価が必要です。

つきましては、下記事項について緊急に要望します。

記

一、二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）及び電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）の診療報酬上の臨時的取り扱いを少なくとも今年度末までは継続すること。

一、歯科を含む全ての医療機関に対して、基本診療料の引き上げなど、感染防止対策に係る診療報酬上の新たな評価を行うこと

以上